

中部地区における消費者セミナー（オンライン）の開催について

令和4年6月23日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めているところ、今般、この活動を一般消費者に広く周知するため、中部事務所では、以下のとおり、オンラインで消費者セミナー「安くて良い商品が買えるワケ ～暮らしに身近な競争と表示のはなし～」を開催することとしました。

1 日時

令和4年9月14日（水）13時30分～15時00分

2 対象者

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内に在住・在勤・在学の方

3 講師

公正取引委員会事務総局中部事務所取引課 職員

4 内容（別紙参照）

「安くて良い商品が買えるワケ ～暮らしに身近な競争と表示のはなし～」

- (1) 公正取引委員会の役割について
- (2) 独占禁止法及び景品表示法の概要
- (3) 最近の景品表示法違反事例紹介

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所取引課

電話 052-961-9423（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

5 開催形式

オンライン（Cisco Webex を使用）

※Cisco Webex は、米国 Cisco Systems, Inc. 社の登録商標です。

6 参加申込方法

- (1) 参加を希望される方は、公正取引委員会ホームページの申込フォーム (https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert) からお申込みください。定員は100名（申込み先着順）です。電話やファクシミリ（FAX）によるお申込みは受け付けておりません。
- (2) 1申込みで使用できるパソコン等は1台までです。1申込みで複数のパソコン等を用いて参加することは控えていただきますようお願いいたします。また、本セミナーの録音・録画はお断りします。
- (3) 申込フォームへの入力を完了すると、入力されたメールアドレス宛てに「到達通知」のメールが送信され、当該メールの受信をもって申込登録となります。申込登録の完了後、お申込みをキャンセルする場合は、必ず中部事務所取引課（下記問い合わせ先参照）まで御連絡ください。
- (4) お申込みの期限は令和4年8月26日（金）です。ただし、募集定員に達し次第、お申込みの期限前であっても、お申込みの受付を終了いたします（一旦、募集定員に達した後でも、キャンセルが出た場合は申込フォームからのお申込みが可能です。）。
- (5) 入手した個人情報は本セミナー業務以外の目的には使用いたしません。
- (6) セミナーで使用する資料は、後日、お申込みいただいたメールアドレスに送信いたします。



消費者セミナーのご案内 (オンライン開催)

安くて良い商品が買えるワケ

～暮らしに身近な競争と表示のはなし～

消費者セミナーでは、景品表示法や独占禁止法における消費者にとって身近なトピックについて、最近の違反事例の紹介等により分かりやすく説明します！

お買い物でこんな表示が気になったことはありませんか？



★期間限定★

今だけ！○×社製タブレット
当店通常価格より2割引

19,800円(税込み)



「期間限定」って書いてあるけど、ずっと前から同じ広告をしているような気がするぞ？



「当店通常価格」ってよく見るけど、どういう価格のことなのかな？

勇者の剣、鉄壁の盾

ドロップ確率3%!

たくさん課金しているのに
アイテムが獲得できない！
表示している確率は本当なのかな？



このほかにも…

公正取引委員会の活動は皆様の日常生活に関わっています！

日時	令和4年9月14日(水) 13時30分～15時00分
定員	100名(申込み先着順)
申込方法	参加を希望される方は、公正取引委員会ホームページの申し込みフォームからお申込みください。 (https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert) ※電話やファクシミリ(FAX)によるお申込みは受け付けておりません。 詳しくは公正取引委員会中部事務所ホームページを御覧ください。 (https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/)
主催	公正取引委員会事務総局 中部事務所